

令和3年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことで、医療保険の資格をオンラインで確認できるようになります。

事前登録について

★利用には**事前登録が必要**です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから健康保険証利用の「初回登録」が必要です。登録方法については、添付の**案内チラシ**をご覧ください。

よくある質問

Q 令和3年3月からは、マイナンバーカードがないと受診できなくなりますか？

A すべての医療機関や薬局で、今までと同じように健康保険証で受診することができます。

Q 令和3年3月から、すべての医療機関で、マイナンバーカードで受診できるようになりますか？

A マイナンバーカードで受診できるのは、カードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。対象の医療機関・薬局の一覧は厚生労働省のホームページに掲載される予定です。

(お問合せ 町民課 482-0613)

マイナンバーカードのオンライン申請をお手伝いしています。

マイナンバーカードの申請は、ご自宅でスマートフォンなどから行うことができますが、町でも申請のお手伝いをしています。顔写真を撮影するので、必ずご本人が来庁ください。また、15歳未満の方、もしくは成年被後見人の方が申請される場合は、本人の他に法定代理人の方も来庁していただく必要があります。

※窓口での申請は、待ち時間が長くなる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※申請後、約1か月でマイナンバーカードのお受け取りについてお知らせする通知をご自宅に(転送不要にて)お送りします。

【実施場所】 町民課 戸籍係窓口

【受付時間】 開庁日 午前9時30分～午前11時 午後2時～午後4時

※予約は不要ですが、窓口の混雑状況により、お待ちいただく場合があります。

【必要なもの】

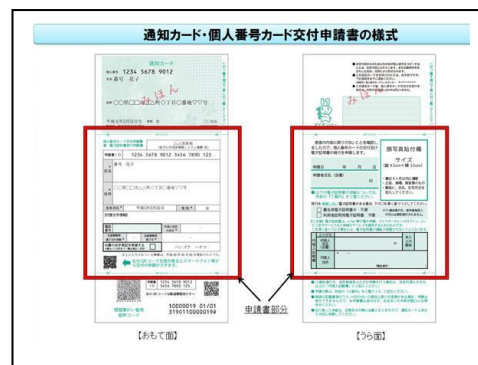
1. 本人確認資料(原本)※有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。

A 顔写真つきの公的な身分証明書(運転免許証、パスポート等)を1点
もしくは

B 顔写真なしの公的な身分証明書(健康保険証、年金手帳、医療受給者証等)を2点

2. 個人番号交付申請書(通知カードの真ん中の部分が申請書になっています)

※お持ちの方のみご持参ください。あれば申請にかかる時間が少なくて済みます。



マイナンバーカード未取得者の方に、地方公共団体システム機構より、QRコード付き交付申請書が順次送付される予定です。こちらの申請書でもお手続きができます。

(お問合せ 町民課戸籍係 482-2482)